

1 各筆明細

[illegible]

(記載注意)

- (1) この各筆明細は、利用権設定の当事者ごとに別葉とする。利用権の設定を受ける者が同一で、利用権を設定する者が異なる場合には整理番号に枝番を付して整理する。
- (2) (C) 欄は、大字別に記載する。
- (3) (C) 欄の「面積」は、登記簿によるものとし、登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、登記簿の地積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きする。なお、1筆の一部について利用権が設定される場合には、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇㎡と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
- (4) (D) 欄の「利用権の種類」は、「賃借権」等と記載する。
- (5) (D) 欄の「内容」は、利用権の設定による当該土地の利用目的(例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地(畜舎)として利用等)を記載し、水田裏作を目的とする賃貸借等の場合にはその利用期間を併記する。
- (6) (D) 欄の「存続期間(終期)」は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日(始期)から〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載する。
- (7) (D) 欄の「借賃」は、当該土地の1年分の借賃(期間借地の場合には1年のうち利用期間に係る分の借賃)の額を記載する。
- (8) (D) 欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と支払方法(例えば、毎年〇月〇〇日までに〇〇農協の〇〇名義の貯金口座に振り込む等)を記載する。
- (9) (E) 欄は、(D) 欄の「利用権の種類」に対応して「賃貸借」等と記載する。
- (10) (F) 欄は、(B) 欄以外の権原者がいないときは記入を要しない。
- (11) 同意については、(A) 欄、(B) 欄及び(F) 欄に同意印を押印することによって、代えることができる。
- (12) 備考欄には、当該土地の利用権設定が農業協同組合法第10条第3項に規定する信託に係るものである場合は、信託財産である旨及び当該信託に係る委託者の氏名又は名称及び住所を記載する。